**電子申請届出システムの利用準備について**

厚生労働省では、介護事業所の事務負担軽減を図るため、指定申請等の書類提出が、オンラインで可能となる「電子申請届出システム」の運用を開始しており、令和7年度末までに全ての自治体がオンライン申請に移行することとされました。

大雪地区広域連合においては、令和８年4月から「電子申請届出システム」の利用を開始します。

介護事業所が「電子申請届出システム」を利用するためには、事前準備が必要となりますので、詳細につきましては、別紙、「利用準備の手引き」を参照してください。

**GビズIDアカウントの取得（必須）**

介護事業所が「電子申請届出システム」を利用するためには、GビズIDのアカウントの取得が必要です。GビズIDを取得していない事業所は、利用準備の手引きを参照のうえ、アカウント作成の登録申請書等をGビズID運用センターへ提出してください。

なお、GビズIDの新規アカウント作成には、1週間程度かかる見込みです。

**登記情報提供サービス（任意）**

申請時に添付資料として必要となる登記事項証明書についても、電子データでの提出が可能です。法務局が管轄する登記情報提供サービスを利用することで取得した電子データ（照会番号付き）で提出することができます。

**電子申請届出システムで提出できるもの**

地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業の以下の申請・届出が可能です。

・新規指定申請

・更新指定申請

・変更届出

・加算に関する届出

・廃止、休止・再開届出

・指定辞退届出